

重 要

2020 年 4 月 6 日

お客様各位

新日本住管株式会社

「緊急事態宣言」発令時の対応について (新型コロナウイルス)

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」による『緊急事態宣言』が発令された際の弊社の管理業務については、以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 本社スタッフについて

通常通り出社いたします。(営業時間：平日の 9 時～17 時)

2. 保守点検業務について

■排水管清掃のみ延期とさせていただきます。(4 月～5 月実施予定のもの)

■その他の保守点検については、スタッフの[体温測定・マスク着用・消毒液使用]を義務付けして実施いたします。

3. 管理員業務について (状況に応じて行います。現況はレベルⅠです)

レベルⅠ：通常業務 + 共用部ドア・手摺・エレベーター押しボタンの消毒。

レベルⅡ：業務時間を短縮いたします。(ごみ回収に係わる業務・消毒作業を行って退出させていただきます)

レベルⅢ：管理員業務の全面中止。その際、ごみ出し方法が通常と異なる場合には、事前にご案内をいたします。

今後も、感染拡大防止の観点から行政当局の要請を遵守し、お客様と従業員の感染防止を最優先にして、業務を行う所存でございます。

通常のご連絡：電話 045-620-4656 (平日の 9 時～17 時)

緊急時のご連絡：電話 045-755-7099 (上記以外の夜間休日)

以上